

法人の銀行口座開設について (第4回検討会の議論まとめ)

平成30年2月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

法人口座開設手続きの課題

- FATF勧告、CRS等の国際的な要請やその他の金融犯罪対策の趣旨を大前提とし、それをより合理的・効率的に実施できないか。

<課題 1>

- 犯収法/実特法上はオンライン化できるにもかかわらず、法が求める電子証明書（特に商業登記電子証明書）が普及していない。

<課題 2>

- 全銀協通達を通じて、警察庁が各金融機関に審査の厳格化を求めたもの（H24.3）とそれを受けて金融庁が顧客の利便性を求めたもの（H25.9）がともに存在し、各行はその狭間で対応している。必要以上に書類の提出を求めたり、実地調査を行ったりしているのではないか。

<課題 3>

- 実質的支配者（犯収法）、特定法人（実特法）が何を指しているかわかりづらく、顧客に過度なりテラシーを求めている。



今回は、課題 1 及び課題 3 の犯収法関係を扱う。

※課題 2 に関して、実態把握を行う予定。

見直しの方向性 犯罪収益移転防止法

法人の本人確認方法

- ・ 対面取引の場合は、誰でも取得できる登記事項証明書を法人の本人確認書類としている。
- ・ 同様に、誰でも閲覧可能な「登記情報提供サービス」を法人の本人確認書類として認めてはどうか。

<本人特定事項の確認方法（現行）> ※申請者個人が代表権を有する役員である場合

	法人	申請者個人
対面	登記事項証明書等をもって来店	身分証明書をもって来店
電子	商業登記電子証明書 (使用者は会社の代表者)	マイナンバー制度等に基づく電子証明書



従来に加えて

対面	登記情報提供サービスの閲覧	身分証明書をもって来店
電子	登記情報提供サービスの閲覧	マイナンバー制度等に基づく電子証明書

銀行口座開設に関する規制 犯罪収益移転防止法

参考

- マナー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策を目的。(FATF(The Financial Action Task Force)勧告の国内実施法)
- 特定事業者(金融機関等)が特定取引を行う際に、取引時確認(以下の4点の確認)を要求。

①本人特定事項

- 法人としての本人特定事項(名称、本店又は主たる事務所の所在地)
- 口座開設申請者個人としての本人特定事項(氏名、住所、生年月日)

②取引目的、③事業内容、④実質的支配者

<本人特定事項の確認方法>

	法人	申請者個人
対面	登記事項証明書等の本人確認書類の原本をもって来店	顔写真付きの身分証明書等の本人確認書類の原本をもって来店等
非対面	本人確認書類の原本または写しを特定事業者宛て送付し、特定事業者は当該書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要扱いで送付等	本人確認書類の原本または写しを特定事業者宛て送付し、特定事業者は当該書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要扱いで送付等
電子	商業登記電子証明書及び電子署名が行われた取引関係書類の情報を送信	公的個人認証制度等に基づき発行された電子証明書及び電子署名が行われた取引関係書類の情報を送信

- 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者のこと。

取引時に確認する「実質的支配者」の確認方法

